

諸外国における産業部門の施策と日本の制度比較

	EU				米国	カナダ	日本
	英国	オランダ	ドイツ				
排出量算定・報告制度	<p>■ EU 汚染物質排出登録制度 (European Pollutant Emission Register: EPER) 【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> -EU 版 PRTR 制度。温室効果ガスを含む 50 種の汚染物質の排出量の報告義務。 -対象施設は約 1 万カ所。 -CO₂ は年間排出量が 10 万トン以上の施設は報告義務。 -現在 2001 年の施設毎の排出量がウェブ上で公開。 	<p>■ 汚染目録 (Pollution Inventory: PI)</p> <ul style="list-style-type: none"> -1998 年に導入された化学物質を対象にした登録制度の中で 6 ガスも対象。年間排出量で対象施設の裾切り。 	<p>■ 個別排出目録システム (Individual Emission Inventory: IEI)</p> <ul style="list-style-type: none"> -1974 年成立。化学物質の管理を目的とした登録制度で CO₂ も対象。環境管理法上の許可が必要とされる施設が対象。 		<p>■ 自主報告制度 (Voluntary Reporting Program) 【自主的参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> -年間 GHG 排出量が 1 万トン (CO₂ 換算) を超える事業者は政府に報告する。政府はデータを公開する。2001 年度では 228 主体が報告 (うち特定プロジェクトに関する報告 119 件)。2004 年 6 月現在、改訂作業中。 (州レベルではウィスコンシン州等義務的の制度導入) 	<p>■ 排出量の算定・報告制度 (Mandatory GHG Emission Reporting System) 【義務的の制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> -2004 年 3 月成立。 -2004 年 GHG 排出量が 10 万トン (CO₂ 換算) を超える事業者は 2005 年 6 月 1 日までに GHG 排出量や算定方法等を国に報告する義務を持つ。 	<p>■ なし (東京都等、一部自治体で既に導入済)</p>
協定		<p>■ 気候変動協定 (Climate Change Agreement: CCA)</p> <ul style="list-style-type: none"> -2001 年に導入。政府と業界及び個別企業との間にエネルギー消費量/CO₂ 排出量の絶対量又は原単位に関する目標を設定し、目標を達成すれば気候変動税の 80%減税が適用する。 	<p>■ エネルギー効率に関するベンチマーキング協定 (Energy Efficiency Benchmarking Covenant)</p> <ul style="list-style-type: none"> -エネルギー効率を 2012 年までに世界最高水準に向上させることを目指し、連邦・州政府と産業団体間で協定を締結。 -1999 年 7 月導入。 	<p>■ 気候変動協定</p> <ul style="list-style-type: none"> -連邦政府とドイツ経団連の間における GHG 排出削減を目指す協定。2012 年までに 1990 年比 35%削減を目指し、各業界団体も個別に目標を設定。 -政府は協定締結条件として国際競争力への配慮を約束。 	<p>■ 気候リーダーズプログラム (Climate Leaders) 【自主的参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> -個別企業に対し、気候変動戦略を作成し、GHG 排出削減目標を設定するよう奨励する。2004 年 1 月時点で 54 社が参加 (米国 GDP の 6% 以上に相当)。 	<p>■ 協定【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> -排出量取引制度等の制度に対する柔軟性措置として、政府は大規模排出事業者に協定締結の選択肢も用意する予定。 	<p>■ なし (経団連の自主行動計画により業界毎に目標設定を独自に実施)</p>
国内排出量取引制度	<p>■ EU 域内排出量取引制度 (EU Emission Trading Scheme: EU-ETS)</p> <ul style="list-style-type: none"> -京都議定書目標 (-8%) 達成に向けた EU 域内キャップ&トレード制度。2005 年 1 月より取引開始。 -一定規模以上の発電施設、エネルギー多消費施設 (石油精製、製鉄、セメント製紙等) が対象 (EU 全体で約 14,000 施設) -各国政府は排出枠割当てを定める国家配分計画 (NAP) を提出 (現在 23 カ国中ドラフト版含め 18 カ国が提出済み) <p>* 英国では国内排出量取引制度が 2002 年 4 月より開始され、実際に取引がなされている。2002 年度には、直接参加者 (CCA 対象外企業で、自主的に排出削減を行おうとする企業) は 32 社あり、31 社が目標を達成。CCA 締結企業 5 千社のうち 866 社が取引に参加。直接参加者は環境省主催のオークションにおいて削減量を入札し、削減量を約束する。目標達成した企業には政府より補助金が渡される (補助金規模は年間 3 千万ポンド (約 54 億円) 程度)。2006 年までは現行の自主的参加スキームを実施する予定だが、現在、EU-ETS との調整を検討中。</p>				<p>■ 東部 10 州域内排出量取引制度【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> -東部 10 州でキャップ&トレード型排出量取引の導入を目指す。2005 年 4 月までに制度導入に関する合意達成を予定。 <p>■ 州内排出量取引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ニューハンプシャー州 マサチューセッツ州 <p>[参考]</p> <p>■ シカゴ気候取引 (Climate Change Exchange: CCX) 【自主的参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> *SO_x 排出量取引は 1990 年より実施しており、知見を蓄積。 	<p>■ 大規模排出事業者対象の排出量取引制度【予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> -2008 年からの導入を目指し、現在法制度の素案が提示され、検討中。 -各事業者に排出原単位目標に基づき排出枠を割当てるキャップ&トレード方式の国内取引制度。 -対象者は大規模排出事業者 (発電、石油・ガス、鋳工業等) で、施設当たり年間平均 GHG 排出量 8 千トン (CO₂ 換算) 以上、または 20kg-CO₂ / 1 千 US\$以上の者。 	<p>■ なし (環境省が 2003 年度より国内排出量取引試行事業を実施中)</p>
温暖化対策税 (炭素税)	<p>■ (各国独自に導入)</p>	<p>■ 気候変動税 (Climate Change Levy: CCL)</p> <ul style="list-style-type: none"> -産業 (発電用燃料は免税) ・民生部門 (家庭部門は対象外) のエネルギー消費に課税。 	<p>■ 一般燃料税</p> <ul style="list-style-type: none"> -石炭・ガス: 燃料販売者、最終消費者 -鉱物油: 最終消費者 <p>■ エネルギー規制税</p> <ul style="list-style-type: none"> -電力・ガス: エネルギー供給事業者 -鉱物油: 最終消費者 	<p>■ 環境税制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> -鉱油税の増税 (ガソリン、暖房用油、天然ガス、軽油、重油、LPG、灯油)、電力消費税の新設等。 			